

議 案 第 95 号

松戸市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年2月24日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

国家公務員退職手当法の改正に準じ、退職手当の調整額を改定するため。

## 松戸市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

松戸市職員退職手当支給条例（昭和28年松戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条の7第1項第1号中「50,000円」を「65,000円」に改め、同項第2号中「45,850円」を「59,550円」に改め、同項第3号中「41,700円」を「54,150円」に改め、同項第4号中「33,350円」を「43,350円」に改め、同項第5号中「25,000円」を「32,500円」に改め、同項第6号中「20,850円」を「27,100円」に改め、同項第7号中「16,700円」を「21,700円」に改め、同条第4項第1号を削り、同項第2号中「前号」を「第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「第1号」を「第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。